

# 令和6年度 水質検査計画



大中山第1水源全景

七飯町上下水道課

## 1. 基本方針

七飯町では、水道法で定められている水質基準に適合した、安全な水道水を供給するため、以下の方針で水質検査を行います。

### (1) 検査場所

水を採取する場所は、給水区域ごとに抽出した蛇口、浄水場の蛇口、原水は浄水場の着水井とします。(5ページ 図—1)

### (2) 検査項目

水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている項目及び水質管理上留意すべき項目とします。

### (3) 検査回数

水質検査の回数は、水質検査項目ごとに定めます。

### (4) 検査機関

水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた外部の水質検査機関に委託します。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況 (七飯町水道事業)

名 称	給水区域	計画給水人口 (人)	計画1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )
七飯地区	七飯町字中野、字中島、字豊田、字鶴野、 字緑町、字飯田町、大川1～11丁目、 大中山1～8丁目、鳴川1～5丁目、本 町1～8丁目、桜町1, 2丁目、緑町1 ～3丁目の各全部、字大川、字大中山、 字鳴川町、字本町、字桜町の各一部	28,000	11,410
藤城地区	七飯町字上藤城、字藤城、字峠下、字仁 山の各一部		
大沼地区	七飯町字大沼町、字上軍川、字軍川、字 東大沼、字西大沼の各一部		

### (2) 浄水施設

名 称	施設名称	水 源	浄水処理方法
七飯地区	第1配水池着水井	第1～3水源 湧水 大川予備 深井戸	塩素滅菌処理
	第2配水池	鳴川第1, 2水源 深井戸	塩素滅菌処理

	第3配水池着水池	第4～6水源 湧水 第7～9水源 深井戸	塩素滅菌処理
藤城地区	藤城第1配水池	藤城第1水源 深井戸	塩素滅菌処理
	藤城第2配水池	藤城第2水源 深井戸	塩素滅菌処理
	藤城第3配水池	藤城第3水源 深井戸	塩素滅菌処理
大沼地区	大沼浄水場	大沼第1水源 湧水	塩素滅菌処理
		大沼第3水源 湧水	
		大沼第4水源 深井戸	
	東大沼浄水場	大沼第5水源 湧水	塩素滅菌処理
	軍川第1浄水場	軍川第1水源 湧水	塩素滅菌処理
	軍川第2浄水場	大沼第3水源 湧水	塩素滅菌処理

### 3. 原水及び浄水の水質状況

#### (1) 湧水、伏流水

七飯町の原水の多くは、緑に囲まれた横津岳山系に降った雨や雪が、地下深く浸透している湧水、伏流水であり、水質は良好な状態を保っています。しかし、近年の集中豪雨等の影響により一時的に濁度、色度が上昇することがあります。

#### (2) 深井戸（地下水）

深井戸は、七飯町内に点在している深度100m前後の井戸からくみ上げています。水質はくみ上げる深度が深いことから良好な状態を保っています。

#### (3) 浄水

七飯町の水道水は全て、水質基準を満たしている安全安心な水道水です。

### 4. 水の採取場所

#### (1) 給水栓

① 毎日検査 浄水場ごとに下記の場所にて実施します。

番号	浄水場・配水池系統	場所	住所
1	第1配水池着水井（大中山管理場系統）	第1減圧槽採水栓	大川 525-2
2	同上	豊田採水栓	豊田 324-1
3	第2配水池系統（鳴川管理場系統）	本町管理場採水栓	本町 6-521-1
4	第3配水池着水井（本町管理場系統）	第3配水池採水栓	本町 6-521-1
5	藤城第1配水池（藤城第1管理場系統）	藤城公民館	藤城 9-2
6	藤城第2配水池（藤城第2管理場系統）	藤城第3管理棟採水栓	上藤城 414-4
7	藤城第3配水池（藤城第3管理場系統）	藤城第4管理棟採水栓1	仁山 494-5
8	藤城第4ポンプ室	藤城第4管理棟採水栓2	仁山 494-5

9	大沼浄水場（大沼管理場系統）	大沼出張所	大沼町 502-1
10	同上	西大沼ポンプ室採水栓	西大沼 66-1
11	東大沼浄水場（東大沼管理場系統）	東大沼採水栓	東大沼 67-9
12	軍川第1浄水場（軍川第1管理場系統）	上軍川採水栓	上軍川 492-3
13	軍川第2浄水場（軍川第2管理場系統）	軍川採水栓	軍川 325

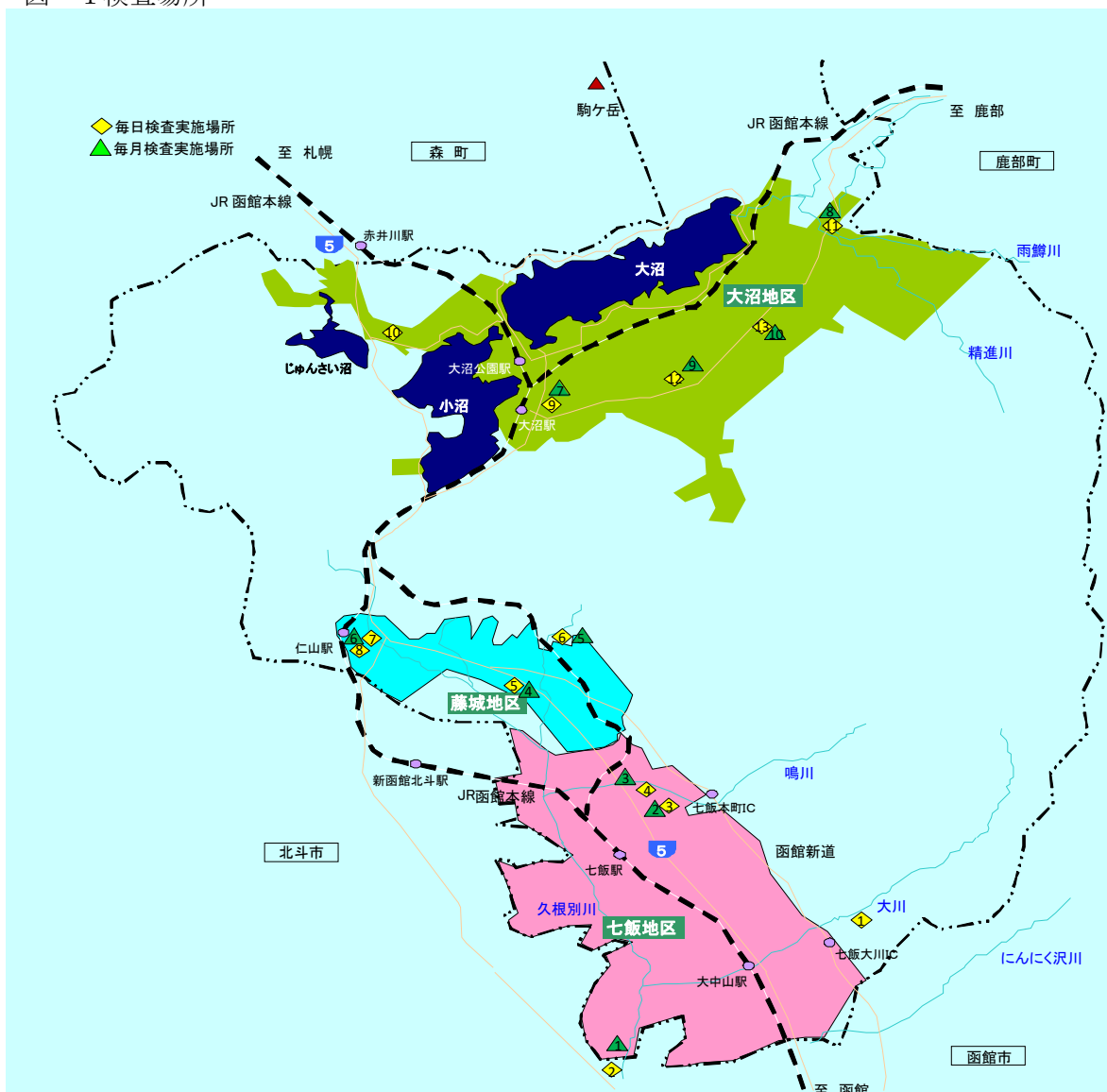
② 毎月検査、全項目検査

番号	浄水場・配水池系統	場所	住所
1	第1配水池着水井（大中山管理場系統）	豊田採水栓	豊田 324-1
2	第2配水池（鳴川管理場系統）	七飯町役場車輛センター	本町 8-1-1
3	第3配水池着水井（本町管理場系統）	七飯消防署	桜町 2-3-1
4	藤城第1配水池（藤城第1管理場系統）	藤城公民館	藤城 9-2
5	藤城第2配水池（藤城第2管理場系統）	藤城第3管理棟採水栓	上藤城 414-4
6	藤城第3配水池（藤城第3管理場系統）	藤城第4管理棟採水栓1	仁山 494-5
7	大沼浄水場（大沼管理場系統）	大沼出張所	大沼町 502-1
8	東大沼浄水場（東大沼管理場系統）	東大沼採水栓	東大沼 67-9
9	軍川第1浄水場（軍川第1管理場系統）	上軍川採水栓	上軍川 492-3
10	軍川第2浄水場（軍川第2管理場系統）	軍川採水栓	軍川 325

(2) 浄水施設の原水

10箇所ある各管理場に入る原水を検査します。

図－1 検査場所



## 5. 水質検査項目と検査回数

### (1) 水道法に基づく水質検査（給水系統ごとの蛇口）

#### ① 毎日検査項目

色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）の検査を行います。

#### ② 月1回検査

一般細菌、大腸菌など病原微生物の混入を疑わせる9項目を月1回検査します。

#### ③ 年4回検査

人の健康や味覚等に影響を与える、カドミウムなど42項目を年4回検査します。

但し、厚生労働省が検査回数の減少可能な項目を定めており、各項目における検査回数は巻末の【令和6年度七飯町水道事業水質検査計画】の通りとします。

## (2) 水質管理上必要とする水質検査

### ① 浄水場の原水

原水の水質検査は、水質管理を行う上で重要であり、水質基準項目等から40項目を選択し、10箇所の管理場において年1回検査します。

### ② クリプトスポリジウム等

水系感染症を起こす可能性のある原虫類の検査として、クリプトスポリジウム等指標菌、クリプトスポリジウム等原虫検査を原水において検査します。

## 6. 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、厚生労働省が定めた水道水の検査方法で、その他の項目については、(公社)日本水道協会が定めた上水試験方法により行います。

## 7. 臨時の水質検査

次のような場合には、状況に応じて必要な項目について、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源に異常があったとき。
- (2) 水源の水質が急激に変化したとき。
- (3) 浄水過程に異常があったとき。
- (4) 給水区域内で消化器系伝染病が流行しているとき。
- (5) その他、必要と認められるとき。

## 8. 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼できるものでなくてはなりません。このため、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。また、委託先の検査機関で適切な精度管理が行われているか状況を確認します。

## 9. 関係者との連携

水道水の安全確保のため、河川管理者や町関係部局と情報交換を行い、水質異常時においても即時に対応できる体制を講じます。

## 10. 評価と見直し

- (1) 水質検査の結果は、そのつど水質基準に適合しているか判定し、町ホームページを通じて公表します。
- (2) 水質検査計画は、町民からの意見や水質検査の結果を参考に検討を行い、見直します。

【問い合わせ先】 七飯町 上下水道課 給排水係  
〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号  
電 話 : 0138-65-5796 (課直通)  
eメール : 254-kyuuhaisui@town.nanae.hokkaido.jp  
FAX : 0138-66-2054 (役場共通)

